

項目	No.	質 問	回 答
補助対象について	1	補助対象期間の前に LED 照明を購入した場合、補助対象となりますか。	補助対象期間前に購入したものは、対象外となります。
	2	LED 照明を入れ換えではなく、新設した場合でも補助対象となりますか。	新設の場合は、対象外となります。
	3	キャンプ等に使う携行用のランプやデスク用のライトは補助対象になりますか。	住宅に備えつけられたもの（天井や壁に固定して使用するもの）が対象となります。持ち運びできるものや、置き換え可能でプラグをコンセントに差し込むだけのものは対象外となります。
	4	白熱電球や蛍光管を LED ランプへ入換した場合は補助対象となりますか。	光源部のみの入換は対象外となります。照明器具の交換が対象となります。
	5	桐生市外の店舗で購入したものは、補助対象となりますか。	対象外となります。桐生市内の販売店で購入したものが対象となります。
	6	リースで設置したものは補助対象となりますか。	リースで設置したものは対象外となります。購入したものが対象となります。
	7	古い LED 照明を新しい LED 照明に交換したい場合は補助対象となりますか。	対象外となります。補助対象となるのは白熱灯や蛍光灯等の照明からLED照明へ交換する場合のみとなります。
	8	スピーカー機能付のシーリングライトも補助対象になりますか。	スピーカー機能やプロジェクター機能等、照明としての基本的な機能以外が付属している製品は対象外となります。
	9	アパートなど賃貸の部屋の照明器具を入れ換えた場合、補助対象となりますか。	対象となります。ただし、アパートなど賃貸の共用部分(廊下や階段など)については対象外となります。
	10	店舗兼住宅の照明器具を入れ換えた場合、補助対象となりますか。	店舗兼住宅の場合、居住部分の照明器具を入れ換えたものが対象となります。
	11	市内に住宅を 2 軒所有しています。それぞれの住宅で照明器具を入れ換えた場合、補助対象となりますか。	住民票に記載されている住所の住宅が補助対象となります。そのため、住民票に記載されていない住所の住宅は補助の対象外となります。
	12	住民票上では分かれていないが、現状として世帯が分かれ別々の住宅に住んでいる場合、それぞれの住宅で照明器具を入れ換えた場合、補助対象となりますか。	住民票に記載されている住所の住宅が対象となり、また、住民票に記載されている住所に居住し、かつ、住民票に記載されている世帯主が申請することが補助対象要件となります。

申請について	1	申請の回数に制限はありますか。	申請は一世帯1回限りとなります。
	2	令和7年度にLED照明入換支援事業補助金を利用したが、再度補助金を利用し申請できますか。	過去に当事業で補助金を活用された世帯は対象外となるため申請できません。
	3	同一住所に二世帯が同居していますが、それぞれ申請できますか。	それぞれの居住スペースの照明を交換する場合は申請できますが、どちらかが既に申請した照明に対して再度申請することはできません。 なお、二世帯住宅であっても住民票上で同一の世帯となっていれば、一世帯としての申請となります。
	4	同じ店舗で別の日に購入した製品について、ひとまとめにして申請することはできますか。	必要な書類が揃っていれば申請できます。ただし、補助対象期間外に購入したものについては、補助対象外となるため申請できません。
	5	違う店舗で購入したものをひとまとめにして申請することはできますか。	それぞれの店舗で購入した台数や金額を合算し、申請してください。また、添付書類として購入した全ての店舗の領収書の写しを提出してください。
補助対象経費について	1	割引やポイント等を利用した場合、補助対象経費はどのようになりますか。	本体購入価格から割引・ポイント等利用分を差し引いた金額が補助対象経費となります。
	2	補助対象経費のうち、「設置費」に含まれない費用はありますか。	既設製品の撤去・廃棄費用、保証費用等は設置費に含まれません。
申請書類について	1	申請書の添付書類として、設置の前後の状況が確認できる写真とはどのようなものですか。	同じ場所に入れ換えたことが分かるように、入れ換え前と後とでできるだけ同じ背景、アングルで写真を撮影してください。複数の照明を申請する場合は、全ての照明の設置前後の写真（複数枚に分けても構いません。）が必要となります。